

青少年指導者（初級）認定制度のご案内

令和8年8月5日

青少年指導者って？

“青少年指導者”とは、地域で活躍する青少年（主に小中高生）として県が認めた人のことです。今後も、リーダーとして地域に関わってもらうことが期待されます。活動時間や内容によって、初級・中級・上級の3種類の認定があり、今回みなさんにご案内するのは、青少年指導者“初級”の認定です。

令和6年度までの認定者数（静岡県HPより）

	昭和46年度～令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計
初級	94,319人	793人	1,142人	1,410人	97,664人
中級	4,455人	193人	196人	228人	5,072人
上級	209人	8人	6人	11人	234人

青少年指導者（初級）になるには？

中学生以上で、“静岡県青少年指導者（初級）”の認定を受けられます。認定されるには年度内（〇年4月1日～翌年3月31日まで）に次の4つをする必要があります。



STEP1 ボランティア体験講座[2時間]（この講座）の受講

STEP2 救命講習[3時間]の受講

学校か消防署で行われる「普通救命講習」を各自申し込んで、受講してください。講習修了者には修了証が交付されます。消防署で行われるものは次のとおりです。

【日時】 毎月第3土曜日 午前8時30分～11時30分

【会場】 菊川市消防本部 2階救急指導室（東横地385番地）

【申込】 菊川市消防署 救急係（0537-35-3283）へ電話申込

またはHPからの電子申し込みも可能です。

STEP3 ボランティア活動【年間16時間以上】

令和8年度中（令和8年4月1日～令和9年3月31日）に、16時間以上のボランティア活動をしてください。☆ボランティアカードで活動の記録をしてください。

すべて

修了後

STEP4 市へ申請

【必要書類】

①申請書…様式第6号 ②活動体験文…様式第7号

③ボランティアカードの写し ④救命講習修了証の写し の4点



認定証取得！

認定証は学校を通じて配布します。

菊川市ボランティア級数認定制度

青少年指導者認定とは別に、活動時間ごとに認定証がもらえる制度です。

認定証を受けるには、市へ申請書[市HPからDL可]とボランティアカードの写しを提出してください。

4級 認定証	約 50時間（カード 2 枚、 50ポイント分）の活動を終えた方
3級 認定証	約100時間（カード 4 枚、 100ポイント分）の活動を終えた方
2級 認定証	約200時間（カード 8 枚、 200ポイント分）の活動を終えた方
1級 認定証	約300時間（カード12枚、 300ポイント分）の活動を終えた方

Q & A

Q 『青少年指導者認定』と『菊川市ボランティア級認定』の2つとも受けたい

A 中学生以上で、ボランティアカードのポイント数（活動時間数）が達していれば、2つとも受けることができます。ただし、申請はそれぞれ必要です。

Q 16時間活動するにはどうしたらいいですか？

A 市が募集するボランティアに申し込むほか、今年度すでに活動した方は、社会教育課へ報告していただければ、直接、ボランティア受入れの交渉をしてもらっても結構です。

Q 中級指導者や上級指導者を目指したい

A 中級および上級指導者の認定は、高校生以上が対象です。

ただし、中級および上級指導者として認定を受けるために参加が必要な体験事業等は、菊川市内では開催されていません。

静岡県ホームページ※に中級・上級の認定を受けるために参加が必要な体験事業が掲載されていますので、各事業の主催者にお問い合わせください。

※静岡県公式ホームページ＞組織別情報＞教育委員会＞社会教育＞青少年関係情報＞青少年指導者級別認定事業



Q 青少年指導者として認定されたら、どのようなことをすればいいですか？

A 今後も、ボランティア活動など、小中高生のお手本となるような活動を続けてください。

問合先：菊川市教育委員会 社会教育課 片山・金子
〒437-1514 菊川市下平川6225 中央公民館内
平日 午前8時15分～午後5時
☎ 0537-73-1114
メ-ル：shakai@city.kikugawa.shizuoka.jp